

愛媛労働局発表

平成29年8月28日

報道関係者 各位

【照会先】

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
衛生専門官 中野 邦宏
電話 089-935-5204 (内線 470)

平成29年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

本年も10月1日から7日まで「全国労働衛生週間」を実施します。
(準備期間は9月1日から30日まで)

- 厚生労働省では、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

をスローガンとして、平成29年度全国労働衛生週間を全国一斉に実施します。

- 全国労働衛生週間は、労働衛生意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を目的に、昭和25年の第1回以来、今年で68回目を迎えます。
- 各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、「平成29年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づく取組が展開されます。
- 愛媛労働局では、9月5日から8日にかけて県内各地で行われる「全国労働衛生週間実施要綱説明会」において、準備期間・本週間の取組事項や労働衛生に関する特別講演が行われるなど全国労働衛生週間を契機として、それぞれの職場で、労働衛生の重要性を認識し、労働衛生管理活動の着実な実行を啓発します。
- 全国労働衛生週間準備期間の重点取り組み事項である「治療と仕事の両立支援」の取組推進に関し、「愛媛県地域両立支援推進チーム」で相談窓口等を記載したリーフレットを作成、配布し、啓発を行います。
- 全国労働衛生週間準備期間の9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、健康診断の適正な実施に関し集中的・重点的な指導を行います。
- 「平成29年度愛媛産業安全衛生大会」を平成29年10月26日(木)に開催します。(例年全国労働衛生週間中に実施しているもの)

1 労働衛生を取り巻く状況

県下の労働者の健康を巡る状況を見ると、平成28年の定期健康診断の際に何らかの所見のあった人の比率(有所見率)は、全国で53.8%、愛媛では50.6%となっており、労働者の半数がなんらかの所見を有し、疾病のリスクを抱えている状況にあります。所見項目別で

は、血中脂質、高血圧、肝機能障害、糖尿病等の生活習慣病に関連する有所見率が高くなっています。

併せて、県下の高齢化率は増加を続け、平成 28 年 4 月の 65 歳以上の割合は 31%に達しており、高齢化の進行に伴い、労働力の高齢化が進むことが見込まれる中で、健康管理、健康確保対策の重要性と併せ、病気の治療と仕事の両立支援対策の重要性が増しています。これらの状況から、平成 29 年 3 月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」に基づき、病気の治療と仕事の両立支援対策に取り組む必要があります。愛媛労働局では、これを受けて、本年 7 月に関係機関が集まった「愛媛県地域両立支援推進チーム」を立ち上げ、推進していくこととしています。

平成 28 年度の脳・心臓疾患事案での労災請求件数は全国で 825 件、愛媛で 9 件となり、精神障害事案での労災請求件数は全国で 1,586 件で、4 年連続で過去最高を更新しており、愛媛では 11 件で、そのうちの自殺事案で、労災として支給決定がなされたのは全国で 84 件、愛媛では 1 件となっています。加えて、内閣府発表による自殺者数は、平成 28 年は、愛媛県において 268 人で、その約 3 割 (31.7%) は被雇用者・勤め人となっています。このような状況から職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の重要性はますます増しています。

しかしながら、労働者数 50 人以上の事業場において平成 28 年 11 月末までを初回とし、年 1 回の実施が義務付けられたストレスチェックの実施率は、平成 29 年 6 月末現在報告分で、全国では 82.9%、愛媛では 83.9%となっています。対応出来ていない事業場が一定数存在しており、メンタルヘルス対策の一層の推進が必要とされます。

また、全国的に化学物質による健康障害問題が発生しており、化学物質の適切な取扱いの促進が必要な状況にあります。

本年の全国労働衛生週間は、これらの背景を踏襲し、働き方改革を契機に、それぞれの職場における健康管理や職場環境の見直し、だれもが輝くことのできる職場を目指すことを表した「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンとして実施されるものです。

なお、平成 28 年の県下の労働基準監督署で実施した定期監督等実施事業場のうち、19.4%の事業場で健康診断の未実施の労働安全衛生法違反が認められている状況です。全国労働衛生週間準備期間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、併せて健康診断の適正な実施について集中的・重点的な指導を行うこととしています。(別添 2 「職場の健康診断実施強化月間」の取組について」参照)

2 実施期間

本週間 平成 29 年 10 月 1 日 (日) から 10 月 7 日 (土) まで

準備期間 平成 29 年 9 月 1 日 (金) から 9 月 30 日 (土) まで

3 実施要綱

別添 1 「平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱」のとおり

4 期間中に行う取組み

- (1) 愛媛労働局管内の各労働基準監督署では、準備期間中の 9 月に県下 6 会場で開催される「全国労働衛生週間実施要綱説明会」(イベント案内参照)において、全国労働衛生週間実施要綱による実施事項のほか、「職場の健康診断実施強化月間」の取組である健康診断の実施とその事後措置の徹底など働く人の健康確保対策等についての説明を

行い、それぞれの職場で、労働衛生の重要性を認識し、労働衛生管理活動の着実な実行を啓発する。また、全国労働衛生週間準備期間の重点取り組み事項である「治療と仕事の両立支援」の推進に関し、「治療と仕事の両立支援」について説明を行うとともに、平成29年7月28日に設置した「愛媛県地域両立支援推進チーム」により作成したリーフレット（別添3参照）を配布する。

(2) 全国労働衛生週間準備期間の9月を「職場の健康診断実施強化月間」として、別添2「職場の健康診断実施強化月間」の取組についてにより、健康診断の適正な実施について集中的・重点的な指導を行う。

(3) 平成29年10月26日（木）に「愛媛産業安全衛生大会」が開催される。
（例年本週間に併せて実施するもの。）

平成29年度愛媛産業安全衛生大会

（主催：愛媛労働災害防止団体協議会 後援：愛媛労働局）

・開催日時 平成29年10月26日（木） 13:30～

・開催場所 松山市湊町7丁目5番地

松山市総合コミュニティセンター キャメリアホール

・事例発表 「肝炎患者の現況と両立支援の取り組み」

愛媛大学医学部附属病院 肝疾患診療相談センター長 日浅陽一氏

・特別講演 「安全指示をうまく伝える方法

～言ったつもり、聞いたつもの勘違い～」

労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究センター長 高木元也氏

別添1 平成29年度全国労働衛生週間実施要綱

別添2 「職場の健康診断強化月間」の取組について

別添3 愛媛県地域両立支援推進チーム作成リーフレット 「病気でも働きたい」

資料 全国労働衛生週間関係統計資料

第68回全国労働衛生週間リーフレット